これから どうなる 介護保険

第4回

特別養護老人ホーム入所の重点化と施設利用者の食費・部屋代補助の縮小

大阪社会保障推進協議会 介護保険対策委員　日下部 雅喜

「介護保険4大改悪」の中では介護保険施設利用者に対する負担増と切捨てが行われようとしています。とりわけ、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）への重点化政策は膨大な待機者を締め出すことになります。この問題を考えます。

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）は、常時介護が必要で在宅生活が困難な人が生活する施設です。全国で7800カ所以上のホームに51万人以上が入所していますが、単身高齢者の増加や家族の介護負担の重さなどから、入所申込をしても入れない人（待機者）は増える一方で（表1）、都市部では「2年待ち3年待ちは当たり前」という状況で、計画的な整備が求められています。

介護保険法改定では、特別養護老人ホームへの入所を原則「要介護3」以上に限定することにしています。全国で52万人以上に上る入所待機者のうち、要介護1、2の人は17万800人で待機者全体の34%を占めます（表2）。これらの人々は制度改悪によって待機者からも除外され切捨てられることになります。

在宅での生活が困難になった要介護高齢者の居場所がないという「介護難民」問題が深刻化している中で、要介護1、2の人を入所申込の対象からも排除すれば、行くあてのない介護難民が大量に「漂流」することになります。

一定の要件を満たせば例外的な入所は可能

改定後の介護保険法では、特別養護老人ホーム入所の要介護者について、「厚生労働省令で定める要介護状態区分に該当する要介護状態である者その他居宅において日常生活を営むことが困難な者として厚生労働省令で定める者に限る」という規定を新たに設けました（介護保険法第8条21項、26項）。

今年11月に示された「省令案」では、入所対象者を要介護3・4・5に限定し、要介護1、2については「居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない理由があると認められるもの」については特例的に「入所判定対象者」としました。

具体的には①認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる、②知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる、③家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態である、④単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である―の事情をあげています（11月10日全国介護保険担当課長会議）。

問われる自治体の責任

厚労省は、「市町村の関与」の具体的方法について、施設が要介護1、2の入所申込者を市町村に報告し、市町村はそれに対し「意見を表明」するとしています。

しかし、市町村が入所申込者（待機者）の具体的な状況を把握していない限り、的確な「意見表明」はできません。市町村に特養入所申込者の状況を責任もって把握することを求めていくことが重要です。

膨大な数の入所待機者を解消するための市町村の施設整備など実効ある措置を求めることと合わせて、入所待機者の責任ある状況把握を行わせることも大切です。

参議院での「付帯決議」でも「軽度の要介護者に対しては、個々の事情を勘案し、必要に応じて特別養護老人ホームへの入所が認められるよう、適切な措置を講ずること」と政府に求めており、実効ある措置を取らせることが必要です。

低所得施設利用者の食費・部屋代補助の対象厳格化

自宅以外で介護をうけようとすると居住費（部屋代）と食費の負担が発生します。介護保険3施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設）では、低所得者（非課税世帯）には、居住費（部屋代）と食費の補助があり、自己負担が軽減されています（表3）。

制度改定では、低所得の施設利用者の居住費・食費の補助（補足給付）の対象要件を厳しくします。

改悪では、①世帯分離しても戸籍上夫婦であれば配偶者が住民税課税の場合は対象としない、②低所得者でも預貯金などが一定額（単身1000万円以上）あれば対象としない、③段階決定にあたっては非課税年金（遺族年金・障害年金）も算定対象に入れるという、厳しい内容となっています。

補足給付の対象者は100万人以上で、施設入所者のほかに在宅生活を続けながら短期入所（ショートステイ）を利用する人々も含みます。もし、新たな要件（預貯金、配偶者）に抵触して、補足給付が打ち切られれば、食費・部屋代が一挙に全額自己負担となり、施設から退所せざるを得ない人や、ショートステイの利用を控える人が続出することになりかねません。

また、補足給付を受けるための役所への申請手続きも複雑になります（図）。現行制度では申請者の「世帯と所得」だけを確認するだけで給付決定（「負担限度額認定」といいます）ができますが、制度改定後は、新たに①戸籍上の配偶者の有無とその課税状況確認、②預貯金の額の申告とその確認調査―などが必要になります。

申請するには貯金通帳等のコピーや金融機関調査の同意書なども提出しなければなりません。不正受給があった場合のペナルティも給付額の2倍の加算金と非常に重いこともあり、役所窓口での審査も厳しくなることも危惧されます。

さらに、現在国で検討中の来年度の介護報酬改定では、現在光熱費だけの負担となっている多床室（相部屋）についての新たに「室料」を徴収する案も出されており、今後も注視する必要があります。

（つづく）

表1　特別養護老人ホーム入所待機者の推移

厚生労働省公表年	2000年	2009年	2014年
待機者数	10万4,599人	42万1,259人	52万3,584人

表2　要介護者の介護度別分布

入所申込者の34%は要介護1・2

要介護1～2	要介護3	要介護4～5	計
17.8万人	12.6万人	21.9万人	52.4万人
34.1%	24.1%	41.8%	100%

厚生労働省2014年3月25日公表資料
※各都道府県で把握している特別養護老人ホームの入所申込者の状況を集計したもの。

表3　介護保険3施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設）に入所している低所得者（非課税世帯）に対する居住費（部屋代）及び食費補助後の自己負担額

現行の低所得者の補足給付による食費・部屋代の自己負担額

利用者負担段階	対象	部屋代（ユニット型個室）	食費
第4段階	一般世帯	5万9100円	4万　500円
第3段階	非課税世帯	3万9300円	1万9500円
第2段階	非課税世帯で年金収入＋合計所得が80万円以下等	2万4600円	1万1700円
第1段階	生活保護等	2万4600円	9000円

（特別養護老人ホームの場合、1ヵ月30日で計算）

図　補足給付を受けるための役所への申請手続きが複雑に

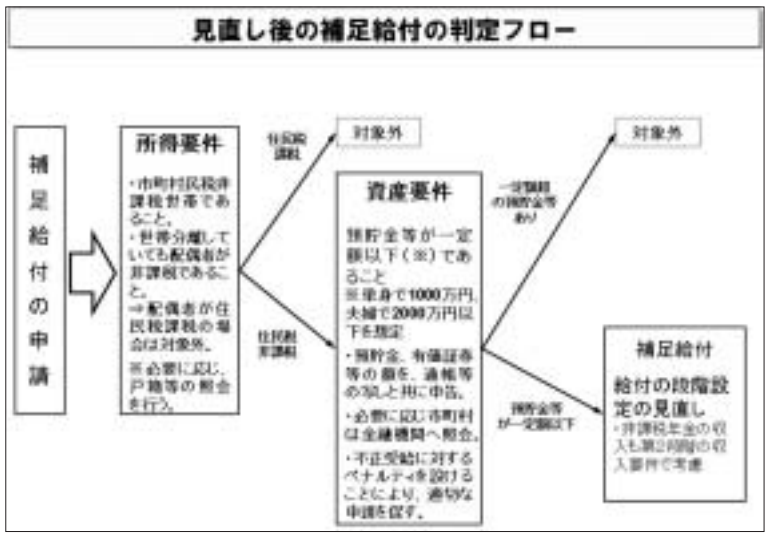

日下部氏の著書
好評発売中

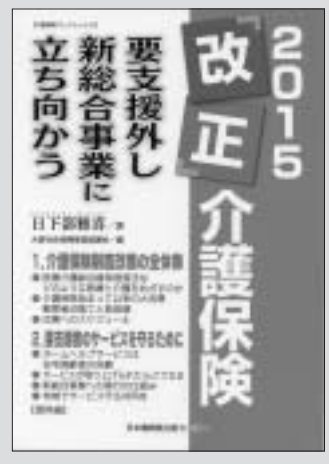

2014年10月、日本機関紙出版センター発行。137ページ、本体1200円＋税

日下部さんの著書（大阪社会保障推進協議会編）『2015年「改正」介護保険 要支援外し 新総合事業に立ち向かう』が好評発売中です。本紙連載とともに、ぜひこちらもご購読下さい。

目次　介護保険制度改悪の全体像／要支援者のサービスを守るために